

障がい者および高齢者の方へタクシー料金助成 利用券を交付します



4月1日から利用できる各タクシー料金助成利用券は、3月16日(月)から交付申請の受付を始めます。交付を希望される方は、担当課で手続きをしてください。(各利用券の併用不可)

券名	障がい者(児)タクシー料金助成利用券	高齢者タクシー料金助成利用券
対象	<ul style="list-style-type: none"> ◇身体障がい者手帳1級・2級の方 ◇療育手帳A判定の方 ◇精神障がい者保健福祉手帳1級の方 	<p>市民税非課税世帯で以下のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定を受けた方で一定の基準に該当している方 ②65歳以上で上記①に準ずる状態の方 <p>※施設等の入所者は対象外 ※②の要件は現地調査で身体状況等を確認します。</p>
	<p>●以下の方は対象外です●</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇本人または生計を一にしている方が所有する自動車の自動車税の減免が適用されている方・適用の予定がある方 ※医療的ケアを要する方は、医師の意見書等により対象となる場合があります。 ◇障がい者等の「バス特別乗車証」の交付を受けている方 ◇市民税等の滞納がある方 ※適切な納付誓約書が提出され、確実な納付が見込まれる場合は対象となります。 	
助成内容	<p>市指定のタクシー会社を利用した際に、基本料金の一部を助成します。年間24回分の利用券を交付します。</p> <p>身体障がい者手帳1級・2級の方で、市民税非課税世帯の方は、24回利用後に追加で24回分の利用券の交付を受けることができます。</p>	<p>要介護認定4・5の方で、市民税非課税世帯の方は、24回利用後に追加で24回分の利用券の交付を受けることができます。</p>
申請方法	<p>各種障がい者手帳をお持ちのうえ、地域福祉課で申請してください。 ☎84-0643</p> 	<p>各種障がい者手帳(お持ちの方のみ)をお持ちのうえ、高齢介護課で申請してください。 ☎84-0648</p> 

●「バス特別乗車証」から「タクシー料金助成利用券」への切り替えを希望する方へ
3月31日(火)までに地域福祉課で申請してください。年度途中での切り替えはできませんので、ご注意ください。

「広域おでかけタクシー」の実証実験を行います

ページ番号 1010725 【問い合わせ】都市計画課 ☎84-0628



亀崎・乙川地域の公共交通空白地域を解消し、地域のおでかけ手段を確保するため、新しい定額制タクシー制度「広域おでかけタクシー」の実証実験を4月から実施します。

利用方法等の詳細は市ホームページをご確認ください。

- 運行区域** 亀崎・乙川中学校区(一部乗降場所を除く)
- 期間** 4月1日(水)～
- 対象** 市内在住の小学生以上の方
- 運賃** 300円～1,500円(本来運賃の金額に応じて変動)